平成２４年（フ）第１１７４号
山梨県上野原市上野原1695番地佐藤アパート４号棟
債務者　清水　春美（旧姓市川・関原）
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月31日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５１号
熊本県天草市本町本860番地
債務者　松本　友吉
1　決定年月日時　平成24年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月31日午前11時
熊本地方裁判所天草支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第２０１５号
大阪市中央区船場中央３丁目２番８―227
破産者　株式会社ペンギン
1　破産債権の届出期間　平成25年１月４日まで
2　一般調査期日　平成25年２月４日午後３時30分
平成24年12月３日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２５号
沖縄県浦添市仲西２丁目３番５―302号　親里アパート
破産者　宮本　摩紀
1　破産債権の届出期間　平成25年１月４日まで
2　一般調査期日　平成25年２月26日午前11時
平成24年12月４日
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第８３号
宮崎県宮崎市橘通東１丁目４番11号　アーバンキット502号、開始決定時の住所長野県千曲市大字磯部589番地５
破産者　薮本ジュセリーノ
1　破産債権の届出期間　平成25年１月７日まで
2　一般調査期日　平成25年３月５日午後１時30分
平成24年12月４日　長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第１２９０号
埼玉県加須市道地1300番地16
破産者　昭和造機株式会社
1　破産債権の届出期間　平成25年１月18日まで
2　一般調査期日　平成25年３月４日午後２時
平成24年12月４日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９０５号
大阪府大阪狭山市大野台６丁目18番６―102号
破産者　田守　佳代
1　破産債権の届出期間　平成25年１月18日まで
2　一般調査期日　平成25年３月４日午前11時
平成24年12月３日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１６５号
埼玉県深谷市上柴町西１丁目３番地17
破産者　田村　文夫
1　破産債権の届出期間　平成25年１月23日まで
2　一般調査期日　平成25年２月19日午後１時30分
平成24年12月４日
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第６８号
愛媛県南宇和郡愛南町深浦1178番地
破産者　安村　和則
1　破産債権の届出期間　平成25年１月25日まで
2　一般調査期日　平成25年３月７日午前10時30分
平成24年12月４日
松山地方裁判所宇和島支部

債権者集会等の期日

平成２３年（フ）第９５５４号
東京都豊島区南長崎２丁目24番５号
破産者　株式会社富士越エムアンドピー
債権者集会・債権調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月４日午後２時30分
平成24年11月30日
東京地方裁判所民事第20部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第４４号
山口市宮野下3171番地６
破産者　小川由美子
異議申述期間　平成25年１月８日まで
平成24年12月４日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１７号
山口県熊毛郡田布施町大字波野391番地３
破産者　有限会社一力
異議申述期間　平成25年１月15日まで
平成24年12月４日　山口地方裁判所岩国支部

免責審尋期日

平成２４年（フ）第１４５７１号
東京都品川区西五反田３丁目８―１
破産者　木下　篤郎
審尋期日　平成25年３月６日午後２時30分
平成24年12月３日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第５５号
横浜市港北区綱島西２丁目７番２号６Ｆ
清算株式会社　株式会社アース
代表清算人　吉田　昌勇
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
横浜地方裁判所第３民事部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第２０４９号
東京都品川区西品川３丁目19番８号
清算株式会社　株式会社アライ
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ヒ）第２０６９号
東京都千代田区永田町２丁目17番10―601号
清算株式会社　株式会社エコ・システムズ
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

再生手続開始

平成２４年（再）第１０３号
埼玉県川越市芳野台１丁目103番52
再生債務者　株式会社プロセス・ラボ・ミクロン
1　決定年月日時　平成24年12月３日午前10時30分
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年１月11日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成25年２月６日から平成25年２月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２４年（再）第２号
山口県下関市生野町２丁目12番４号
再生債務者　有限会社冨田建設
1　決議に付する再生計画案　平成24年11月21日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成25年１月25日午後３時
⑵　会議の目的　再生計画案の審理及び決議
4　書面投票期間　平成25年１月24日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成25年１月17日
平成24年11月29日　山口地方裁判所下関支部

再生計画認可

平成２４年（再）第５７号
東京都渋谷区東２丁目23番３号
再生債務者　山水電気株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年12月３日
東京地方裁判所民事第20部